

## 雇用調整助成金制度の変遷(平成20年度当初以降)

		平成20年度当初	平成20年度一次補正(※1) (平成20年12月1日実施)	生活対策・生活防衛対策 (平成20年12月実施)	生活対策・生活防衛対策 (平成21年2月6日実施)	(平成21年3月13日実施)	省令改正 (平成21年3月30日実施)	平成21年度補正予算 (平成21年6月8日実施)
生産量要件	大企業	最近6か月の生産量が 前年同期比10%以上減	・最近3か月の生産量が 前年同期比減 ・前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減 の場合は不要)	最近3か月の生産量が 直前3か月または 前年同期比5%以上	生産量要件については 「売上高または生産量」 で把握			
	中小企業							
雇用量要件	大企業	最近6か月の雇用量が 前年同期比不増	最近3か月の雇用量が 前年同期比不増	撤廃				
	中小企業							
助成率 (助成額上限： 7,730円/日)	大企業	1 / 2			2 / 3		3 / 4 (雇用維持※4)	3 / 4 (障害者※5)
	中小企業	2 / 3	4 / 5				9 / 10 (雇用維持※4)	9 / 10 (障害者※5)
教育訓練費	大企業	1,200円/日	6,000円/日					4,000円/日
	中小企業							
教育訓練単位	1日単位のみ							事業所内教育訓練について 半日単位でも可(※6)
支給限度日数	1年間 100日 3年間 150日		1年間 100日 3年間 150日(大企業) 200日(中小企業)		1年間 200日 3年間 300日			1年間支給限度日数の撤廃 (3年間で300日は維持)
クーリング期間(※2)	あり				撤廃			
休業規模 (※3)	大企業	1 / 15以上			撤廃			
	中小企業	1 / 20以上						
対象労働者	被保険者期間が 6か月以上			被保険者：全員 被保険者以外：雇用期間 6か月以上				
在籍出向者への適用	雇用保険料納付事業所に て判断							出向先事業所の休業でも 受給可能
短時間休業	以下の休業が対象 ・事業所単位で1時間ごと ・労働者単位で1日ごと				労働者単位で1時間ごと の休業も対象に追加			
残業との相殺	休業等を行った時間数と 時間外労働等の時間数を 相殺					撤廃		
残業削減雇用 維持奨励金 (※7)	大企業						有期契約：20万円/年 派遣：30万円/年	
	中小企業						有期契約：30万円/年 派遣：45万円/年	
手続の簡素化	窓口における手続のみ							計画届の変更について、 郵送、FAX、メール等 により行うことが可能

(※1) 平成20年12月1日以降の中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金の内容である。

(※2) クーリング期間・・・従来の雇用調整助成金は、制度利用後1年経過するまでの期間は再度制度利用することができない。

(※3) 休業規模・・・休業延日数が所定労働延日数の一定割合以上とならない場合は助成対象とならない。

(※4) 雇用維持・・・雇用を維持する事業主(被保険者等(派遣労働者を含む。))を解雇等せず、また、その数が直前6か月平均の80%以上)に対する事業主に対し助成率を引き上げる。

(※5) 障害者に関する助成率を引き上げる。

(※6) 半日単位の教育訓練の場合、支給される教育訓練費は半額

(※7) 残業削減雇用維持助成金・・・残業時間の削減により有期契約労働者及び派遣労働者の雇用を維持した場合に助成金を支給。具体的には、以下の4要件を全て満たす必要あり。

(①売上高又は生産量等が減少、②被保険者等を解雇しない、③被保険者等の数が直前6か月平均の80%以上、④残業時間を大幅に削減(直前6か月平均の1/2以上かつ5時間以上減))

(中小企業庁作成)